

研究ノート

山梨県・文殊院イスラム霊園概観

——国内における土葬をめぐる現状——

小林 康 洋

1. はじめに
2. 曹洞宗・文殊院（山梨県甲州市塩山）イスラム霊園
3. 国内における土葬をめぐる現状
4. おわりに

1. はじめに

平成二八年度の現宗研現地調査において「東京ジャーミイ・トルコ文化センター」を視察する機会を得た。後の報告書^①記載中「イスラム教ではアッラーの審判の日に蘇ると信仰されているため、土葬にします。火葬は絶対にあります。せん。日本では茨城・静岡・山梨などに土葬ができるイスラム教徒の墓地があり、そこに運んで埋葬しています。」とあるが、私自身の郷土山梨にイスラム教徒の墓所がある事さえ知らなかった訳である。その時は何処か山奥にでもあるのだろうかと一瞬頭をよぎった程度であった。その後、曹洞宗の寺院が関わっているイスラム教徒の為の霊園であることを知る。イスラム教徒に関係する団体が国・行政を巻き込んで運営しているのだろうと決めつけていたので、

仏教寺院が関わっていることに漠然とした衝撃を受けた。当該寺院がイスラム教徒の霊園に関わるに至った経過や現状について調べ、また現代日本における土葬をめぐる現状についても確認しておきたい。今後本宗寺院に対しても、個別に墓地の提供、または墓地確保のために何らかの協力をして欲しいという要請があった場合に、どう対処するべきなのか、検討するための情報収集としていきたい。

2. 曹洞宗・文殊院（山梨県甲州市塩山）イスラム霊園

イスラム教義の基本は六信五行^②といわれ、六信の一つが「来世」（アーヒラ）である。信者には楽園で暮らす来世が待っており、不信心な者には火獄で苦しみを受ける来世が待っているという。その来世が決まる審判の日を待つのが墓としての位置づけである。埋葬方法として火葬が禁止されているのは、五体満足のままで復活する為であったり、体を焼くのは神が地獄に落ちたものに与える罰であり、また死体を焼いてしまったのでは蘇ることが出来ないという考え方からである。

まず、ネットニュース配信サイトBuzzFeed News（バズフィード・ニュース）『不足する「ムスリム霊園」日本でも暮らすイスラム教徒の「永眠の地」はどこに』^④という記事から見ていきたい。

甲府盆地を見下ろす小高い山の中腹に立つ曹洞宗の寺「文殊院」（山梨県甲州市塩山）。さわやかな風が吹くこの場所に、日本でも数えるほどしかない「ムスリム霊園」の一つがある。寺の墓地の奥にある坂道を登っていくと、深い緑の木々の中に、柵田のように広がるもう一つの「霊園」が現れる。小石が敷き詰められ、大きな墓石や塔婆が立ち並ぶ仏教の墓とは違い、平らにならされた土の上には草が茂り、野花が根をはる。ところどころに漢字やカタカナ、アラビア文字で名前が綴られた墓標がなければ、敷石で区切られた一つひとつの区画に故人が横たわっているとは、気づかないかもしれない。

「子どもの頃は、林の中に見慣れない形の墓石が並んでいる様子を不思議に思っていたこともありました」。

文殊院の現住職・古屋和彦さんは、BuzzFeed Newsの取材にそう語る。

霊園を管理している日本ムスリム協会の「創立五〇周年記念小史」によると、協会の創立メンバーが文殊院の先代住職にムスリム霊園建設への協力を求めたのは、今から五十年前。イスラム教に理解があり、以前から協会との交流が深かった先代住職は、すぐに寺の土地を分け与えることを決めたという。

「とにかく土葬できる墓がない、と、彼らが困っていたということですよ。いますぐ埋葬できる場所を見つけないければ、家族や同胞たちの遺体がどんどん腐ってしまう。彼らにはそんな切迫感があったと聞いています」と、先代住職である父の跡を継いだ古屋さんは言う。

現在日本国内には、推計約一万人のイスラム教徒が暮らしているとされる。そのうち、約一万人が日本人ムスリム、約一〇万人が海外出身だと言われている。……火葬が主流の日本では埋葬できる場所が限られ、現在でも「ムスリム霊園」は北海道、静岡、茨城などの数カ所にしかない。文殊院の霊園は、その先駆けとなった。

なぜ、仏教のお寺が異教徒の埋葬を受け入れたのか。古屋さんは、父が繰り返ししていた言葉を記憶している。

「父はイスラム教徒について話すとき、『同じ神さんを信じている人たちだから。アラアという神さんは私の思っている神さんとおそらく一緒だから』と言っていたのをよく覚えています。そして、『どんな宗教であっても、信仰している姿は崇高だ』とも繰り返し返していました」当初は年に二、三人の埋葬しかなかったものが、一九九〇年代半ばから母国に遺体を送ることができない外国人を中心に希望者が増え、年間一〇〇〜二〇〇人のペースに。「これ以上増えると霊園だけでは許容しきれなくなる」と、二〇〇〇年には寺の檀家が眠る仏教徒の墓の一部も、イスラム教徒に分けることになった。こうして文殊院の墓地にはいま、約一四〇〇人のイスラム教徒が仏教徒と隣り合わせに眠る。檀家からの反発はなく、イスラム教徒も選択できるような状況になかったと古屋さんは言う。

主に海外出身のイスラム教徒の埋葬を請け負っている日本イスラーム文化センター（東京都豊島区）には、特に苦い記憶がある。二〇〇八年から二〇一〇年にかけて、新しいムスリム霊園建設のために栃木県足利市に土地を確保したものの、地元住民の反発にあつて計画が頓挫したのだ。

「完成すれば、山の中の広い土地に約三〇〇体を埋葬できるはずでした。何度も市役所に足を運んで説明会も開きましたが、反対の旗やのぼりが立てられて、ついに私たちも諦めた。自分の土地に知らない人が遺体を運んでくるのはいやだ、自分の家の近くに異教徒の墓ができるのはいやだということでしょう」

センターのシディキ・アキール会長は、当時の経緯をそう振り返る。当時の朝日新聞によると、市の担当課には六〇〇人を超える住民から建設反対の嘆願書が届き、「建設を許可するためには地元の理解が不可欠」とセンターに伝えていた。アキール会長はその後も土地を探し歩き、二〇一三年八月ようやく茨城県常総市にある三福寺の谷和原（やわら）御廟霊園の協力を得て、墓地を確保した。約一七〇〇平方メートルの土地に約四五〇体を埋葬することができ、「この先、あと二〇年は大丈夫」と会長は言う。

「理想としては、各都道府県に一つくらいは霊園があればと考えています。イスラムでは仏教のようなお墓参りの習慣はありませんが、それでも、家の近くに家族が眠っていていつでも会えることを望むのは、人間の心じゃないですか」「だから、もう少しお互いの文化を知り、尊重し、理解が進めばと願っています。私たちはみんな同じ人間ですから」……

遡るが二〇一〇年、朝日新聞デジタル^⑤「日本のイスラム教徒永眠の地は 土葬の墓、住民ら反発」前述の栃木県足利市に計画し頓挫したムスリム霊園の記事のなかでも取り上げられている。

現在、国内でイスラム教徒向けの霊園は山梨県甲州市と北海道余市町の二カ所だけ。甲州市塩山牛奥の霊園は

仏教の寺「文殊院」にある。一九六三年、日本ムスリム協会（東京都渋谷区）が土地を買い、南アルプスを見渡せる山の上に造った。約一五〇人が眠る。しかし、住職の古屋和彦さん（四五）は今年五月、「これ以上、イスラム教徒の墓を増やすことを総代に説明できないと感じている」と、同協会名誉会長の樋口美作さん（七四）に打ち明けた。墓は予想以上の早さで増え、墓地は四八〇〇平方メートルになった。古屋さんは最近、「土葬の盛り土を見るのが怖い」「農作業の後、近くを通りたくない」という声を聞くようになった。埋葬から数年間は土が徐々に沈むため、数回にわたり土を盛る。その様子を気味悪がる声も上がっているという。

半世紀前、同協会を受け入れたのは古屋さんの父である先代住職。樋口さんは「地域で信頼のある住職が墓地の必要性を地元の人に説明してくれたからできた。自分たちだけでは難しかっただろう」と話す。

「家族のためにも、日本で土葬できる墓地を探したい」。東京都江東区のカリド・ビラルさん（四五）は「日本のイスラム教徒の仲間たちの多くが願っている」と話す。二人の子どもにとって母国は日本だ。「私や妻が亡くなった時、日本に墓地がなければ子どもと離れることになる。パキスタンに住んだことのない子どもたちにとっても墓地不足はいずれ大きな問題になる」と心配している。

先行研究として論文「日本におけるイスラム教徒の墓地と埋葬」池田千洋（二〇〇五）^⑥では、日本ムスリム教会の墓地「イスラム霊園」について詳しく述べている。

（前略）霊園は山梨県のM院という曹洞宗の寺に隣接した形で存在している。この場所が選ばれたのにはパキスタンの布教グループ（ジャーマート・タブリーグ）の来日が深く関わっている。一九五六年にこのグループが来日途中に、偶然山梨県出身の日本人ムスリムと知り合った。その後一九五八年、三度目に布教団が来日した際、一行が山梨に赴いた。その際に出会ったのが、M寺の前住職であった。この住職は当時「赤尾のカミサマ」^⑦とも

呼ばれる靈感の持ち主で、布教団一行が来ることを以前から知っていたという。その事に感激した団長が本国にて「奇跡の寺、日本、M院（中略）日本へ行く者は恐らくこの寺を訪れるがよろう」として紹介されたこともあり、M院にはムスリムの小グループが来ては短期的に滞在していくようになった。

この頃日本ムスリム協会第二代会長三田了一は寺の隣接地に霊園を設けたいと思いはじめ、住職の親友であった修験者Kを訪ねて住職の説得を願った。その後住職がKより連絡を受け、協会側では一九六一年から墓地の世話人を第三代会長齋藤積平と定め、一九六二年より本格的に交渉を始めた。住職によれば、「土地所有者を全部紹介する」といつても「我々が行っても話を聞いてくれない、地域で信用ある人でなければだめだ」といつて協会側から交渉を任されたという。地主たちからは環境衛生上の問題や土地の金額の面で反対が出たが、三年程に渡る説得の末、ようやく住職に一任するという同意書を得ることが出来た。（中略）一九六九年には土地の登記が完了、一九八七年には墓地経営計画書を受領し、翌八八年に工事が完成した。

墓地面積は旧墓地では四九五坪、新墓地では九七六坪、合計二二九五坪である。旧墓地は山の斜面におよそ一二列の階段状に墓が並んでいる。個別の墓では旧墓地に九九基、新墓地に一五基あり、一番下の段は子供と無縁の者専用の埋葬地である。

墓地使用料として協会に支払う代金は、協会の会員であった年数によって差がある。会員であった年数が長ければ協会に長く会費を払い続けているため、その点を考慮した負担額になる。例えば五年間会員であった場合、土地利用にかかる費用は五〇万円である。これが下限で、これ以上安くなることはない。非会員の場合は、一律で九〇万円となる。子供の場合は二〇万円である。そこに埋葬費用（埋葬立会費、穴掘り代、M院への謝礼など）一五万円が加わる。協会に支払う費用はこれ以上一切かからない。ただし、この墓地までの運送や葬儀にかかる費用は別で、それらは協会は関与していない。墓地の基礎工事は任意であり、基本セットは七〇万円（墓の

外柩造り、墓石一式などの費用込み）、墓石のみだと二〇万円である。現在この墓地に埋葬されている人々は、
 （中略）外国人も多いが、特に婚姻によってムスリムになった日本人女性が多く埋葬されている。

以上の情報から、文殊院の先代住職は、寺領に隣接する土地地権者に対して、ムスリム霊園建設について説得を行い、話を纏めた功労者ではあるが、当初より境内墓地を提供した訳ではないようだ。土地の所有・管理運営は宗教法人日本ムスリム協会（東京都品川区東五反田三一七―二三）であることから、既存檀家との一線は画しているように見える。しかし、寺院への謝礼金の支払いがあったことから、現在も文殊院と全く関わりがないという事ではなさそうだ。

3. 国内における土葬をめぐる現状

さて、イスラム教徒に限らず、日本国内での土葬をめぐる現状も把握しておきたい。私儀、自身が住職に就任する前の平成十年に土葬にて葬ったのが、自坊の境内墓地のなかで最後であった。幼少期の記憶だが、葬儀がでると墓所に棺が埋葬できるように三〜四名程度の人数で穴堀りをする様子が思い出される。葬儀式が終わると、葬列を組んで墓地へと棺を運び、当日埋葬していた。過去帳にも平成初期まで火葬・土葬の別が記載されていたことから遥か昔の事象とは言えない。日本での埋葬の諸形態と歴史の変遷についても興味があるところだがここでは触れない。一八九六（明治二九）年には火葬は全体の二七％にすぎなかったが、一九六〇年代からその数は急激に増加し、平成二八年度のデータ^⑧では、埋葬と火葬の総数は、一三七万六八〇五件、内訳は、火葬一三七万六四八六、埋葬三一九、です。ので、遺体の九九・九八％が火葬である。現在の日本において、土葬はほとんど行われておらず、火葬が一般的となったのだが、国内における法律上での扱い・現実の運用についても確認しておきたい。

・墓地埋葬に関する法律（墓理法） 二条【定義】

この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四か月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

二 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

三 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

四 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

五 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

六 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

七 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

墓理法二条では、土葬の場合、遺体を埋めて終わり。その埋める行為を「埋葬」と呼び、火葬の場合、まず遺体を焼く段階がある。その後、骨をどうするかという段階があり、焼く段階を「火葬」と呼び、骨をどうするかという次の段階のうち、墓に埋める場合を、「焼骨を埋蔵」といい、納骨堂に入れる場合を、「焼骨を収蔵」という。

「埋葬」というのは土葬のみを指す。「火葬」は遺体を焼くことのみをさす。骨の処理は、「埋蔵」と「収蔵」に分かれるということを重要な点として押さえておきたい。

同四条「墓地外の埋葬、火葬場外の火葬の禁止」

埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

二 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

同五条「埋葬・火葬・改葬の許可」

埋葬、火葬又は改葬を行うおとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、**市町村長**（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

同八条「許可証の交付」

市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

同十四条「許可証のない埋葬等の禁止」

墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、**埋葬**又は**焼骨の埋蔵**をさせてはならない。

二 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、**焼骨を収蔵**してはならない。

五 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、**火葬**を行つてはならない。

同十条一項

墓地、**納骨堂**又は**火葬場**を経営しようとする者は、**都道府県知事の許可**を受けなければならない。

また、**墓地**、**埋葬等に関する法律施行規則**（昭和二十三年七月一三日厚生省令第二四号）による規程がある。

一条 墓地、埋葬等に関する法律 第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に

提出しなければならない。

六 埋葬又は火葬場所

の規定により、埋葬（土葬）の許可を受けようとする場合、埋葬する場所を申請書に記載し、市町村長に提出し許可を得なければならない。

さらに都道府県では、墓地などの許可基準等を条例で定めている。【資料1】^⑨とくに東京、大阪などの大都市では、公衆衛生などを理由にほぼ全域で禁止している。条例と、条例から委任された規則によって、土葬禁止地域を指定している。この地域では、死者を埋葬（土葬）によって弔うことが出来ない。埋葬（土葬）の墓地を作ろうとしても、知事が許可（市町村長に権限が移譲されている場合が多い）しないからである。また禁止していない自治体でも、墓地の狭さや美観、地域住民の反対などを理由に認めないことがある。

以上、見てきたように、墓理法では、埋葬（土葬）も火葬して埋蔵も、まったく同じ扱いで、埋葬（土葬）が禁止されていない。むしろ埋葬（土葬）を基本に成り立っている法である。ただし、埋葬を行う場所は墓地以外の区域に行ってはならず、土葬自体が禁止されてはいるが、市町村長より埋葬許可書の交付を受けなければならない。墓地を所有しているのは宗教法人や公共団体の場合が普通であるが、宗教法人の場合は各檀家・信者を埋葬するもので、市営等の公営墓地はそのほとんどが納骨用の墓であろう。埋葬許可申請書には埋葬地を記入する必要がある。墓地が確保できないと市町村長の許可が下りないので、土葬は簡単にはできないということだ。わずかに残っている土葬の習慣がある土地でも、宗教の違いから住民の反対を受ける可能性が高く、まして新規にイスラム教徒専用の墓地を確保する事は困難な現状にある。

4. おわりに

今回取り上げたのは、日本ムスリム協会における墓地獲得の経緯、文殊院イスラム霊園に限ったものに留まってしまうたが、茨城県常総市の三福寺の谷和原（やわら）御廟霊園も調査対象として残る。また、現在日本において墓地を所有・管理しているもう一つの団体として東京トルコ人協会も存在する。タタール系トルコ人のコミュニティとして発足したもので、民間の非営利団体である。このメンバーは東京都営の共葬墓地の外国人区域に墓地を持つことが多いようである。さらには、曹洞宗・文殊院の現任職にも話を伺って確認しなければならなかったと反省している。当初私が危惧していたのは、イスラム教徒の墓地確保のために、安易に関わる寺院が増加してしまうのではないかとということであった。いま日本国内において、寺院が墓地提供または何らかの協力をするとは非常に難しい状況であることはうかがい知ることが出来た。しかし、ムスリム霊園に対する潜在的な需要もある。将来の日本において、人口減少、移民政策などの諸事情による外国人流入が加速し、墓地に関わる法制度や行政対応に変化が起る可能性は否定できない。本稿で調査できなかった部分や今後の動向に関する調査を続けていく必要がある。

《注》

- ① 日蓮宗報日二九年四月号「現宗研だより」現代宗教研究所・現地調査報告書（二）・東京ジャーミイ P二一〇
- ② 六信…(1)アッラー、(2)天使、(3)啓典、(4)預言者、(5)来世（アーヒラ）、(6)予定（カダル）を信じること、五行…(1)信仰告白（シャハーダ）、(2)礼拝、(3)喜捨（サカート）、(4)断食、(5)巡礼を行うこと。イスラム事典より 平凡社
- ③ ムスリム muslim イスラム教徒を意味するアラビア語。
- ④ 『不足する「ムスリム霊園」日本で暮らすイスラム教徒の「永眠の地」はどこに』

伊吹早織 BuzzFeed News Reporter, Japan 2017/09/7 07: 01 BuzzFeed News

⑤ 朝日新聞デジタル asahi.com 二〇一〇年一〇月一八日(斎藤寛子、佐藤孝則)

⑥ 池田千洋(二〇〇五)「日本におけるイスラーム教徒の墓地と埋葬」―東京トルコ人教会と日本ムスリム教会の事例から― P.八〇

⑦ 山梨県甲州市塩山赤尾地区の名

⑧ 平成二八年度衛生行政報告例『埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数』厚生労働省・人口動態・保健社会統計室
但し、これは死体と死胎を合計した数で、死胎というのは死産など、一二週以上の死胎児の事を指す。

⑨ 資料1…細則・規則・条例にみる都道府県別の土葬状況、Q & A墓園斎場管理・運営の実務より

《参考文献》

・日蓮宗宗報H二九年三月号「現宗研だより」現代宗教研究所現地調査報告書、P.二一〇

・イスラム事典 平凡社

・「日本におけるイスラーム教徒の墓地と埋葬」―東京トルコ人教会と日本ムスリム教会の事例から―池田千洋(二〇〇五)

『民族文化研究』第六号・民族文化研究所 ISSN1346-7131

・Q & A墓園斎場管理・運営の実務 新日本法規株式会社 平成一八年七月二八日

第2章 埋葬・火葬をめぐる法と実務

【資料1】 細則・規則・条例にみる都道府県別の土葬状況

都道府県名	細則・規則・条例	土葬へ言及の有無	内容	条文番号	火葬率
北海道	(墓理法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第10条3項	100.0%
青森県	(墓理法)施行細則	×			99.4%
岩手県	一なし				98.5%
宮城県	(墓理法)施行細則	×			96.6%
秋田県	(墓理法)施行条例	×			99.8%
山形県	(墓理法)施行細則	×			100.0%
福島県	(墓理法)施行細則	○	深さは1m以上にせよ	第4条	99.7%
茨城県	(墓理法)施行条例	×			99.9%
栃木県	(墓理法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第7条	99.6%
群馬県	(墓理法)施行条例	×			100.0%
埼玉県	(墓理法)施行条例	×			99.9%
千葉県	条例・施行規則	×			99.9%
東京都	条例・施行規則	○	土葬禁止地域の指定	第13条(条)・第5条(規)	100.0%
神奈川県	条例	○	但書で基準の適用除外	第4条	99.5%
新潟県	(墓理法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第5条	100.0%
富山県	(墓理法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第5条	100.0%
石川県	(墓理法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第4条	100.0%
福井県	(墓理法)施行条例	○	深さは2m以上にせよ	第8条	100.0%
山梨県	(墓理法)施行条例	○	深さは2m以上にせよ	第9条	99.6%
長野県	(墓理法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第6条	99.7%
岐阜県	(墓理法)施行細則	×			99.4%
静岡県	規則	×			98.6%
愛知県	(墓理法)施行細則	○	深さは1.8m以上にせよ	第8条	100.0%
三重県	(墓理法)施行細則	×			99.1%
滋賀県	取締規則	×			99.9%
京都府	規則	×			99.9%
大阪府	(墓理法)条例	○	深さは1.5m以上・土葬禁止地域の指定	第15,16条(条)・第8条(規)	100.0%
兵庫県	(墓理法)規則	○	但書で基準の適用除外	第6条	100.0%
奈良県	規則	○	深さは2m以上にせよ	第9条	98.7%
和歌山県	(墓理法)施行細則	○	深さは1.3m以上・土葬禁止墓地の指定	第4, 5条	99.8%
鳥取県	(墓理法)施行細則	×			99.9%
島根県	(墓理法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第11条	99.8%
岡山県	条例	○	深さは2m以上にせよ	第21条(条)	99.6%
広島県	(墓理法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第5条	100.0%
山口県	(墓理法)施行細則	○	深さは1m以上にせよ	第6条	100.0%

第2章 埋葬・火葬をめぐる法と実務

徳島県	(墓埋法)施行細則	×			99.9%
香川県	(墓埋法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第7条	99.5%
愛媛県	(墓埋法)施行細則	×			100.0%
高知県	(墓埋法)施行条例	○	深さは2m以上にせよ	第13条	99.3%
福岡県	規則	○	深さは2m以上にせよ	第10条	100.0%
佐賀県	—なし—				100.0%
長崎県	条例	○	土葬禁止地域の指定	第14条	99.9%
熊本県	(墓埋法)施行細則	○	深さは2m以上にせよ	第6条	99.8%
大分県	—なし—				100.0%
宮崎県	(墓埋法)施行細則	×			100.0%
鹿児島県	(墓埋法)施行細則	×			99.9%
沖縄県	(墓埋法)施行細則	×			99.8%

- ① 「墓地埋葬実務便覧」(厚生省生活衛生局生活衛生法規研究会 編集・ぎょうせい) 刊追録第30～32合併号(平成19年7月25日発行)分までを定本とした。
- ② 火葬状況は「平成18年 都道府県別 埋葬・火葬数、埋葬・火葬率」によっている。
- ③ 「土葬へ言及の有無」について。○は土葬について何らかの形で言及しているもの、×は全く言及していないものである。ただし、この「言及していない」というのは、火葬率からも分かるとおり、細則・規則・条例中で土葬に関する言及をしていない、というだけのことであって、禁止しているのではない。土葬禁止地域を指定しているものはあったが、全面的に禁止している都道府県はない。
- ④ 「内容」のうち、「但書で基準の適用除外」とは、具体的には「墓地の区域等と学校、病院、人家等との距離が50m(遺体を埋葬する墓地は100m)以上あること。ただし、特別の事情があり、かつ、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。」(神奈川県)、「焼骨を埋蔵する墓地であり、土地の状況等により、住民の宗教的感情にも適合し、かつ公衆衛生の見地からも支障がないと認められる場合には、前項の規定は適用しない。」(兵庫県)である。
 他の都道府県の細則・規則・条例でも、墓地の許可基準の中で「公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合、前項の規定は適用しない。」とされている事例がほとんどであるが、土葬の墓地、あるいは言外に土葬の墓地の存在を認めているのはこの2県だけである。
- ⑤ 政令市、中核市ではこれら都道府県の定めとは別に各々で細則・規則・条例などを制定しているので実際に確認していただきたい。